

山口県報

平成18年
5月30日
(火曜日)

目 次

規則

山口県事務委任規則の一部を改正する規則(人事課)……………一

山口県の事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則(生活衛生課)……………三

危険な動物の飼養等の規制に関する条例施行規則を廃止する規則(生活衛生課)……………三

山口県会計規則の一部を改正する規則(会計課)……………三

公安委規則

山口県警察本部組織規則の一部を改正する規則……………四

山口県道路交通規則の一部を改正する規則……………四

公安委規程

山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程……………九



山口県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年五月三十日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第百十四号

山口県事務委任規則の一部を改正する規則

山口県事務委任規則(昭和四十四年山口県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

第十七条の五第一号イ中、「第十九条第二項」を、「第三十六条第二項」に改める。

第三十一条第二項第十六号を次のように改める。

十六 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和四十八年法律第五号。以下この号において「法」という。)の施行に関する事務

この号において動物の愛護及び管理に関する法律施行規則(平成十八年環境省令第一号)を「施行規則」という。

イ 法第十条第一項の規定に基づき、動物取扱業者の登録をすること。

ロ 法第十一条第一項(法第十三条第二項及び法第十四条第三項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、法第十条第二項第一号から第三号まで及び第五号に掲げる事項並びに登録年月日及び登録番号を動物取扱業者登録簿に登録すること。

ハ 法第十一条第二項(法第十三条第二項及び法第十四条第三項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、ロの登録をした旨を申請者に通知すること。

ニ 法第十二条第一項(法第十三条第二項及び法第十四条第三項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、動物取扱業者の登録を拒否すること。

ホ 法第十二条第二項(法第十三条第二項、法第十四条第三項及び法第十九条第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、動物取扱業者の登録を拒否した旨を申請者に通知すること。

ヘ 法第十三条第一項の規定に基づき、動物取扱業者の登録の更新をすること。

ト 法第十四条第一項の規定による動物取扱業者からの法第十条第二項第四号又は第六号に掲げる事項の届出を受けること。

チ 法第十四条第二項の規定による動物取扱業者からの法第十条第二項各号(第四号を除く。)に掲げる事項に変更があつた旨の届出を受けること。

リ 法第十五条の規定に基づき、動物取扱業者登録簿を一般の閲覧に供すること。

又 法第十六条第一項の規定による廃業等の届出を受けること。

ル 法第十七条の規定に基づき、動物取扱業者の登録を抹消すること。

ヲ 法第十九条第一項の規定に基づき、動物取扱業者の登録を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命ずること。

ワ 法第二十二條第三項の規定に基づき、動物取扱責任者研修を実施すること。

カ 法第二十三條第一項の規定に基づき、法第二十一條第一項又は第二項の基準を遵守していない動物取扱業者に対し、その取り扱う動物の管理の方法等を改善すべきことを勧告すること。

ヨ 法第二十三條第二項の規定に基づき、法第二十二條第三項の規定を遵守していない動物取扱業者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告すること。

タ 法第二十三條第三項の規定に基づき、カ又はヨの勧告に従わない動物取扱業者

- に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。
- レ 法第二十四条第一項の規定に基づき、動物取扱業者に対し、報告を求め、又は所属職員に、事業所その他関係のある場所に立ち入り、飼養施設その他の物件を検査させること。
- ロ 法第二十五条第一項の規定に基づき、施行規則第十二条に規定する事態を生じさせている者に対し、その事態を除去するために必要な措置をとるべきことを勧告すること。
- ツ 法第二十五条第二項の規定に基づき、ソの勧告に係る措置をとらなかつた者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。
- ネ 法第二十六条第一項の規定に基づき、特定動物の飼養又は保管の許可をすること。
- ナ 法第二十七条第二項（法第二十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、ネの許可に必要な条件を付すること。
- ラ 法第二十八条第一項の規定に基づき、法第二十六条第二項第二号又は第四号から第六号までに掲げる事項の変更の許可をすること。
- ム 法第二十八条第三項の規定による特定動物飼養者からの同条第一項ただし書の環境省令で定める軽微な変更又は法第二十六条第二項第一号若しくは第三号に掲げる事項その他環境省令で定める事項の変更があつた旨の届出を受けること。
- ウ 法第二十九条の規定に基づき、特定動物飼養者の許可を取り消すこと。
- エ 法第三十二条の規定に基づき、法第三十一条の規定に違反し、又は条件に違反した特定動物飼養者に対し、特定動物に係る飼養又は保管の方法の改善その他の必要な措置をとるべきことを命ずること。
- オ 法第三十三条第一項の規定に基づき、特定動物飼養者に対し、報告を求め、又は所属職員に、特定飼養施設を設置する場所その他関係のある場所に立ち入り、特定飼養施設その他の物件を検査させること。
- カ 施行規則第二条第三項の規定に基づき、申請者に対し、同条第二項に規定するもののほか必要と認める書類の提出を求めること。
- ク 施行規則第二条第五項（施行規則第四条第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、申請者に対し、登録証を交付すること。
- ケ 施行規則第二条第六項（施行規則第四条第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、動物取扱業者に対し、登録証を再交付すること。
- コ 施行規則第二条第八項（施行規則第四条第四項において準用する場合を含む。）の規定による登録証の交付を受けた者からの登録証を亡失した旨の届出を受けること。

- ケ 施行規則第二条第九項（施行規則第四条第四項において準用する場合を含む。）の規定による登録証を有している者からの登録証の返納を受けること。
- ク 施行規則第四条第三項の規定に基づき、更新期間前の登録の更新をすること。
- コ 施行規則第五条第六項の規定に基づき、ト又はチの届出をした者に対し、施行規則第五条第五項の書類のほか必要と認める書類の提出を求めること。
- キ 施行規則第十条第一項の規定に基づき、動物取扱責任者研修の日時、場所等を動物取扱業者に通知すること。
- カ 施行規則第十三条第十号の規定によるネの許可を受けた者からの県外において三日を超えない期間当該許可に係る特定飼養施設により特定動物の飼養又は保管をする旨の通知を受けること。
- キ 施行規則第十五条第三項の規定に基づき、申請者に対し、同条第二項に規定するもののほか必要と認める書類の提出を求めること。
- ク 施行規則第十五条第五項（施行規則第十八条第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、申請者に対し、許可証を交付すること。
- ケ 施行規則第十五条第六項（施行規則第十八条第四項において準用する場合を含む。）に基づき、特定動物飼養者に対し、許可証を再交付すること。
- コ 施行規則第十五条第八項（施行規則第十八条第四項において準用する場合を含む。）の規定による許可証の交付を受けた者からの許可証を亡失した旨の届出を受けること。
- カ 施行規則第十五条第九項（施行規則第十八条第四項において準用する場合を含む。）の規定による許可証を有している者からの許可証の返納を受けること。
- ク 施行規則第十六条第一項の規定による特定動物飼養者からの施行規則第十四条の許可の有効期間が満了する前に特定動物の飼養又は保管をやめた旨の届出を受けること。
- ケ 施行規則第十七条第一号口ただし書の規定に基づき、観覧者等の安全性が確保されているものとして認めること。
- コ 施行規則第十七条第一号八ただし書の規定に基づき、観覧者等の安全性が確保されているものとして認めること。
- ク 施行規則第十八条第三項の規定に基づき、申請者に対し、同条第二項に規定するもののほか必要と認める書類の提出を求めること。
- コ 施行規則第二十条第三号の規定による特定動物飼養者からの特定動物について講じた措置の内容の届出を受けること。
- 附 則
- この規則は、平成十八年六月一日から施行する。

山口県の事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年五月三十日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第百十五号

山口県の事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

山口県の事務処理の特例に関する条例施行規則（平成十二年山口県規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

第一条の次に次の一条を加える。

（条例別表第七号の二クの規則で定める事務）

第一条の二 条例別表第七号の二クの規則で定める事務は、次に掲げる事務とする。

一 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成十八年環境省令第一号。以下この条において「省令」という。）第二条第三項の規定による求めをすること。

二 省令第二条第五項（省令第四条第四項において準用する場合を含む。）の規定による交付をすること。

三 省令第二条第六項（省令第四条第四項において準用する場合を含む。）の再交付をすること。

四 省令第二条第八項（省令第四条第四項において準用する場合を含む。）の規定による届出を受理すること。

五 省令第二条第九項（省令第四条第四項において準用する場合を含む。）の規定による返納を受けること。

六 省令第四条第三項の更新をすること。

七 省令第五条第六項の規定による求めをすること。

八 省令第十条第一項の規定による通知をすること。

九 省令第十条第三項ただし書の規定による定めをすること。

十 省令第十三条第十号の規定による通知を受理すること。

十一 省令第十五条第三項の規定による求めをすること。

十二 省令第十五条第五項（省令第十八条第四項において準用する場合を含む。）の規定による交付をすること。

十三 省令第十五条第六項（省令第十八条第四項において準用する場合を含む。）の再交付をすること。

十四 省令第十五条第八項（省令第十八条第四項において準用する場合を含む。）の規定による届出を受理すること。

十五 省令第十五条第九項（省令第十八条第四項において準用する場合を含む。）の規定による返納を受けること。

十六 省令第十六条第一項の規定による届出を受理すること。

十七 省令第十七条第一号口ただし書の規定による認定をすること。

十八 省令第十七条第一号八ただし書の規定による認定をすること。

十九 省令第十八条第三項の規定による求めをすること。

二十 省令第二十条第三号の規定による届出を受理すること。

第十一条第二項中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号から第二十八号までを一号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、平成十八年六月一日から施行する。

平成十八年五月三十日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第百十六号

危険な動物の飼養等の規制に関する条例施行規則を廃止する規則

危険な動物の飼養等の規制に関する条例施行規則（昭和五十五年山口県規則第三十二号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成十八年六月一日から施行する。

山口県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年五月三十日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第百十七号

山口県会計規則の一部を改正する規則

山口県会計規則（昭和三十九年山口県規則第五十四号）の一部を次のように改正す

る。

第百八十三条中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第五十一条の四第九項の規定による仮納付に係る現金

第百八十四条第一項中「第九号」を「第十号」に改める。

附 則

この規則は、平成十八年六月一日から施行する。



山口県警察本部組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年五月三十日

山口県公安委員会

山口県公安委員会規則第十一号

山口県警察本部組織規則の一部を改正する規則

山口県警察本部組織規則（昭和二十九年山口県公安委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第四条第四項交通指導課に関する部分第四号中「自動車」を「放置違反金に関する事務及び車両」に改める。

附 則

この規則は、平成十八年六月一日から施行する。

山口県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年五月三十日

山口県公安委員会

山口県公安委員会規則第十二号

山口県道路交通規則の一部を改正する規則

山口県道路交通規則（昭和四十七年山口県公安委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

目次中「放置車両の確認等に関する事務の委託等」を「違法駐車に対する措置」に、「第七条の六」を「第七条の十三」に、「自動車の」を「車両の」に改める。

第一条第三項の表中「四 府令第二十条第一項の規定による運転免許証記載事項変更に係る事項」を「四 府令第二十条第一項の規定による運転免許証記載事項変更に係る事項」に改める。

四 府令第二十条第一項の規定による運転免許証記載事項変更に係る事項
更 届
四の二 府令第二十一条第一項の規定による運転免許証再交付申請書

第三条第一項第三号へ中「亦までに」を「へまでに」に改め、同号中へをトとし、八から亦までを二からへまでとし、口の次に次のように加える。

八 法第五十一条の四第一項に規定する放置車両の確認及び標章の取付けのため使用中の車両

第三条第一項第四号口中「及び口」を「から八まで」に改め、同条第二項中「同項第三号二からへ」を「同項第三号亦からト」に改め、同条第三項第一号中「第三条第一項第二号又」を「第一項第二号又」に改め、同項第二号中「第三条第一項第三号二又は亦」を「第一項第三号亦又はへ」に改め、同項第三号中「第三条第一項第三号へ」を「第一項第三号ト」に改める。

「第二章の二 放置車両の確認等に関する事務の委託等」を「第二章の二 違法駐車に対する措置」に改める。

第七条の七中「別記第五号様式の七」を「別記第五号様式の十二」に改め、第二章の二 同条を第七条の十三とする。

第七条の六中「別記第五号様式の六」を「別記第五号様式の十一」に改め、同条を第七条の十二とする。

第七条の五第一項中「別記第五号様式の五」を「別記第五号様式の十」に改め、同条第二項中「別記第五号様式の四」を「別記第五号様式の九」に改め、同条を第七条の十一とする。

第七条の四中「別記第五号様式の四」を「別記第五号様式の九」に改め、同条を第七条の十とする。

第七条の三中「別記第五号様式の三」を「別記第五号様式の八」に改め、同条を第七条の九とする。

第七条の二中「別記第五号様式の二」を「別記第五号様式の七」に改め、同条を第七条の八とし、第二章の二 同条の前に次の六条を加える。

（放置違反金の納付命令）

第七条の二 法第五十一条の四第五項の納付命令(以下「納付命令」という。)は、放置違反金納付命令書(別記第五号様式(二))によりするものとする。

(弁明の通知)

第七条の三 法第五十一条の四第六項の規定による通知は、弁明通知書(別記第五号様式(三))によりするものとする。

(放置違反金の督促)

第七条の四 公安委員会は、納付命令を受けた者が納付の期限を経過しても放置違反金を納付しない場合においては、当該期限後二十日以内にその発行の日から起算して十日を経過した日を指定期限とした督促状(別記第五号様式(四))を当該納付命令を受けた者に発するものとする。

(延滞金の徴収)

第七条の五 公安委員会は、納付命令を受けた者が前条の指定期限を経過しても放置違反金を納付しない場合においては、当該指定期限の翌日から当該放置違反金を完納する日までの日数に応じ、当該放置違反金の額に年十四・五パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する金額(当該金額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)の延滞金を徴収する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 公示送達の方法によつて督促したとき。

二 当該指定期限までに放置違反金を納付しないことについて災害その他やむを得ない理由があると認められるとき。

(放置違反金等の滞納処分)

第七条の六 公安委員会は、法第五十一条の四第十四項の放置違反金等の徴収に係る滞納処分の事務をあらかじめ指定した警察職員に行わせる。

2 前項の規定により滞納処分の事務を行う警察職員は、徴収警察職員証(別記第五号様式(五))を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。(公示送達)

第七条の七 公安委員会は、法第五十一条の四第十八項の規定により、同項の規定する書類を地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第二十条の二の例により送達しようとするときは、公示送達書(別記第五号様式(六))を公安委員会の掲示板に掲示することによりこれを行うものとする。

第四章の二の章名中「自動車」を「車両」に改める。

第十五条の二の見出しを削り、同条に次の一項を加える。

2 法第七十五条の二第二項の規定による車両を運転し、又は運転させてはならない旨の命令は、車両使用制限書(別記第十二号様式(二))によりするものとする。

別記第五号様式の七中「(第7条の7関係)」を「(第7条の13関係)」に改め、同様式を別記第五号様式の十二とする。

別記第五号様式の六中「(第7条の6関係)」を「(第7条の12関係)」に改め、同様式を別記第五号様式の十一とする。

別記第五号様式の五中「(第7条の5関係)」を「(第7条の11関係)」に改め、同様式を別記第五号様式の十とする。

別記第五号様式の四中「(第7条の4、第7条の5関係)」を「(第7条の10、第7条の11関係)」に改め、同様式を別記第五号様式の九とする。

別記第五号様式の三中「(第7条の3関係)」を「(第7条の9関係)」に改め、同様式を別記第五号様式の八とする。

別記第五号様式の二中「(第7条の2関係)」を「(第7条の8関係)」に改め、同様式を別記第五号様式の七とする。

別記第五号様式の次に次の五様式を加える。

第5号様式の2 (第7条の2関係)

(号外-36)

山口県報 山口 平成18年5月30日 火曜日

指令第 号	
放置違反金納付命令書	
住所 氏名	
年 月 日	
山口県公安委員会 印	
<p>道路交通法第51条の4第4項の規定により、次のとおり放置違反金の納付を命じます。</p>	
放置違反金の額	円
納付の期限	年 月 日
納付場所	
納付を命ずる理由	

注 この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、山口県公安委員会に異議申立てをすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、山口県を被告として（この場合において、山口県公安委員会が被告の代表者となります。）提起することができます。備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

第5号様式の3 (第7条の3関係)

(表)

第 号	
弁 明 通 知 書	
年 月 日	
殿	
山口県公安委員会 印	
<p>あなたに対する下記の事実を原因とする放置違反金の納付命令に係る道路交通法第51条の4第6項の規定による弁明の機会の付与を下記のとおり行いますので通知します。</p>	
記	
弁明の件名	
予定される納付命令の内容	
根拠となる法令の条 項	
納付命令の原因となる 事 実	
弁明書の提出先	
弁明書の提出期限	年 月 日 まで
備 考	

注 弁明の機会の付与に際しての留意事項は、裏面のとおりです。

(裏)

弁明の機会の付与に際しての留意事項

- 1 弁明書には、あなたの氏名、住所、電話番号その他の連絡先、弁明の件名及び弁明の機会の付与に係る事案についての意見を記載してください。
- 2 弁明をするときは、有利な証拠を提出することができます。
- 3 提出された弁明書の内容に関し、あなた、車両の所有者その他の関係者に対し、報告又は資料の提出を求めることがあります。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A列 4 とする。

第 5 号様式の 4 (第 7 条の 4 関係)

警 促 状		第 号	
弁明通知書の番号		第 号	
放置違反金の額		円	
上記の金額を		年 月 日までに最寄りの	
さい。		に納付してくだ	
年 月 日		さい。	
山口県公安委員会 印			
発番	付号	第 号	取所 扱名
			(電話 局 番)

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A列 4 とする。

「第75条第2項第1項の」を「自動車使用制限書」及び「自動車使用制限書」の「第75条第2項第1項の」及び「第75条の2第2項」

「第75条第2項第1項の」を「自動車を」及び「自動車を」の「自動車の登録(車両)番号」

「自動車の使用」を「登録番号又は車両番号」

「備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。」

「注 この処分取消しの訴えは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、山口県を被告として(この場合において、山口県公安委員会が被告の代表者となります。)提起することができます。」

「備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。」

「この規則は、平成十八年六月一日から施行する。」

附 則

山口県公安委員会

山口県公安委員会規程第四号

山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十八年五月三十日

山口県公安委員会

山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程

山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程(平成元年山口県公安委員会規程第一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の五十九の表第五十一条の四(準用)第七十五条の八第三項の項を次のように改める。

第51条の4第4項	放置違反金の納付命令
-----------	------------

別表第一の五十九の表第五十一条の四(準用)第七十五条の八第三項の項の次に次の

4の12改正

第51条の4第6項	納付命令の原因となる事実等の通知及び弁明の機会の供与
第51条の4第7項	所在不明者に対する弁明の機会の供与の通知に係る掲示
第51条の4第12項	納付命令をしないこととした旨の通知及び返納付に係る金額の返還
第51条の4第13項	放置違反金の納付の督促
第51条の4第14項	滞納処分
第51条の4第17項	納付命令の取消し及び放置違反金等に相当する金額の還付
第51条の6第1項	国家公安委員会への報告
第51条の8第4項(準用)第51条の8第7項	法人の登録(登録の更新)
第51条の9	適合命令
第51条の10	登録の取消し
第51条の11第1項	登録を受けた法人からの報告の徴収及び登録を受けた法人に対する検査
第51条の13第1項	駐車監視員資格者証の交付
第51条の13第1項第1号	駐車監視員資格者講習の実施
第51条の13第1項第1号	駐車監視員資格者講習の課程を修了した者と同年以上の技能及び知識を有する者であることの認定
第51条の13第2項	駐車監視員資格者証の返納命令

別表第一の五十九の表中

第74条の2第5項	第74条の3第5項
第74条の2第6項	第74条の3第6項
第74条の2第8項	第74条の3第8項

三項(準用)第七十五条の二第二項の項、第七十五条第五項(準用)第七十五条の二第二項の項、第七十五条第九項(準用)第七十五条の二第二項の項及び第七十五条第十項(準用)第七十五条の二第二項の項中「第75条の2第2項」を「第75条の2第3項」に改め、同表道路交通法の一部を改正する法律(平成十六年法律第九十号)以下「道路交通改正法」として、)附則第二条の項を附す。

別表第一の七十二の表第三條第一項第四号ハの項の次に次のように加える。

第7条の6第1項 滞納処分の事務を行う警察職員の指定

別表第一中七十九の表を八十の表とし、七十八の表を七十九の表とし、七十七の表を七十八の表とし、七十六の表の次に次の一表を加える。

77 確認事務の委託に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号）

根 拠 条 項	事 務 の 内 容
第2条第1項 第2条第3項	登録申請書の受理
第6条	駐車監視員資格者講習の実施の公示
第7条第1項	受講申込書の受理
第9条第1項	駐車監視員資格者講習修了証明書の交付
第9条第2項 （準用） 第10条第5項	駐車監視員資格者講習修了証明書（認定書）の再交付
第10条第2項	認定申請書の受理
第10条第4項	認定書の交付
第11条第1項	交付申請書の受理
第13条第1項	書換え交付申請書の受理及び資料の徴収
第13条第2項	再交付申請書の受理及び駐車監視員資格者証の再交付
第14条第2項	返納に係る駐車監視員資格者証の受領

別表第二の二十五の表道路交通改正法第四條第一條の項を加える。

別表第二の二十六の表を加える。

31 確認事務の委託に関する規則

根 拠 条 項	事 務 の 内 容
第2条第1項 第2条第3項	登録申請書の受理
第7条第1項	受講申込書の受理
第9条第2項 第10条第5項	再交付申請書の受理

第10条第2項	認定申請書の受理
第11条第1項	交付申請書の受理
第13条第1項	書換え交付申請書の受理及び資料の徴収
第13条第2項	再交付申請書の受理

附 則

この規程は、平成十八年六月一日から施行する。